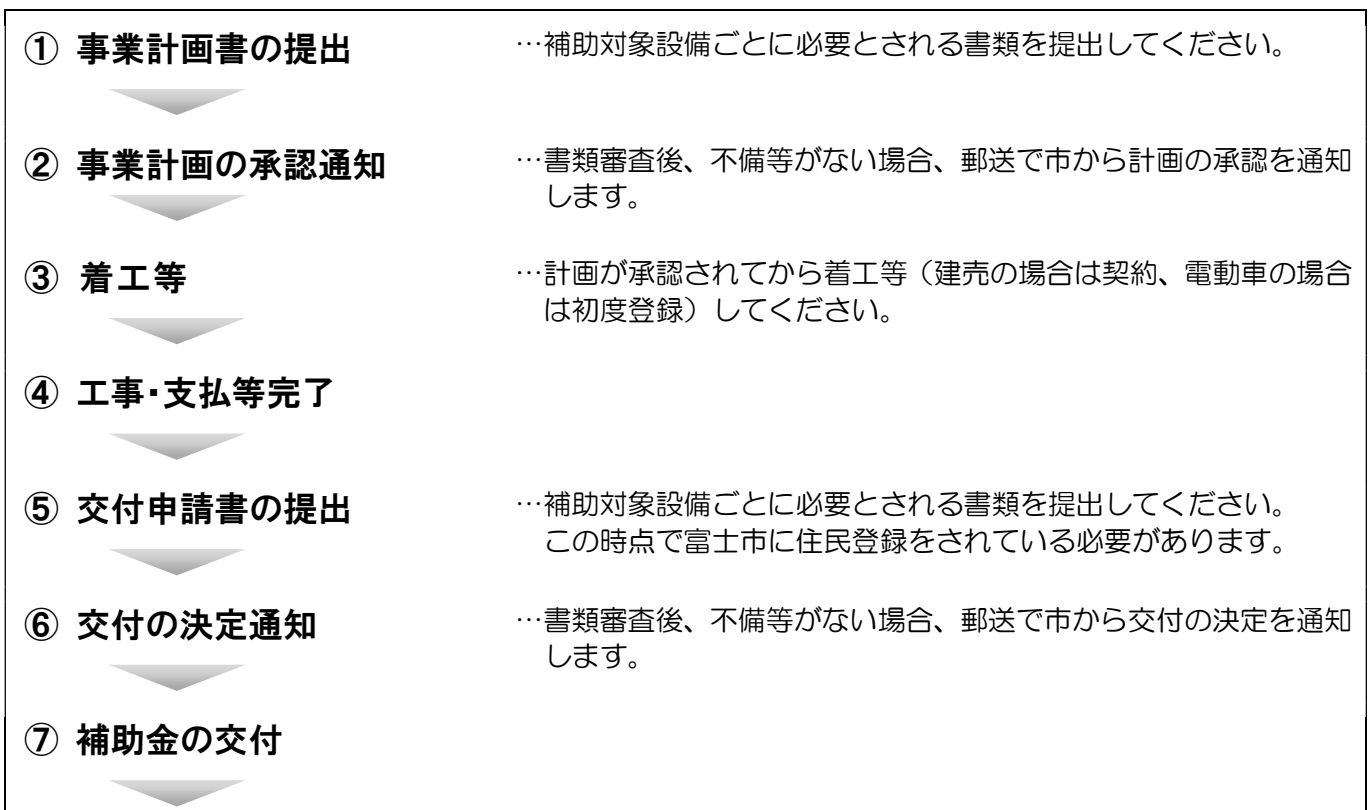


富士市市民ゼロカーボンチャレンジ補助金 申請の手引き ＜電動車（クリーンエネルギー自動車）の導入＞

＜共通の要件等＞

- 着工等の前に事業計画書を提出し、承認を受けること。
- 事業完了後の交付申請時に富士市に住民登録していること。
- 市内の自ら居住する住宅（居住予定を含む）において対象設備等を導入・改修すること。
- 市町村税及び特別区税に未納付がないこと。

＜申請の流れ＞



【注意事項等】

- 必ず事業計画の承認を受けてから着工等してください。
- 書類を提出してから、通常2週間程度で計画承認・交付決定を通知予定ですが、書類の不備がある場合や、申請が混みあう時期には、さらにお時間をいただく場合がありますので、余裕をもって申請してください。

＜書類の提出先＞

富士市 環境部 環境総務課 脱炭素推進担当

〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100 郵送または窓口までご提出ください。

＜補助対象設備・機器＞

- 電気自動車（軽自動車に限る）

＜事業計画書の提出期間＞

令和8年4月1日 から 令和9年2月26日 まで

※ 予算額を超える申請があった場合、早期に受付を終了する場合があります。

＜補助額＞

1台あたり 定額5万円

＜交付申請(完了報告)期限＞

事業完了（複数の事業を実施する場合はすべての事業完了）から1か月以内
または 計画承認を受けた年度の3月末日 いずれか早い日まで

※ 期限までに事業が完了（納車・支払い・住所移転等）しない場合、補助金を交付できません。

＜補助対象要件＞

- 自家用の車両であること
- 自己が所有するものであること（リースは対象外。所有権を留保するローンなどでの購入は対象）
- 新車（中古の輸入車の初度登録者を除く）であること
- 国のクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の交付対象車両であること
- 自動車検査証の自動車の種別が「軽自動車」であること
- 自動車検査証の燃料の種類が「電気」とのみ記載されていること
- 自動車検査証の使用の本拠の位置が申請者の住宅の住所であること
- 自動車検査証の登録年月日が本補助金の交付申請書の提出日と同年度内の日付であること
- 法定耐用年数を経過するまで、正当な理由なく処分（補助金交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。）しないこと。

＜その他＞

- 複数台を申請することも可能です。
- 申請の中止や事業内容の変更がある場合は、事業計画変更・中止届出書が必要です。
- 国・県等の補助金の併用が可能です。
- 補助対象が重複する、本市の補助金との併用はできません。

< 必要書類 【事業計画書提出時】 >

提出書類	備考
事業計画書（様式1）	ウェブページから様式をダウンロード
見積書または注文書等	対象事業費の内訳が記載されていること
導入する車両の仕様が確認できる書類	製品のカタログやパンフレット等（主要諸元と記載されているページ）の写し
宣誓書（様式2）	ウェブページから様式をダウンロード

< 必要書類 【交付申請（完了報告）時】 >

提出書類	備考
交付申請書（第4号様式）	ウェブページから様式をダウンロード
領収書等の写し	複数枚ある場合はすべて。振込明細書、ローン契約書の写しでも可 「請求内訳がわかる書類」の金額と一致し、宛名は申請者名が記載されていること
請求内訳がわかる書類の写し	注文書・請求書等 「領収書」の金額と一致していること
導入した車両の写真	車検証等に記載されたナンバーが確認できること。 また、車の形状から車種が確認できる（車両全体が写っている）こと
市税の完納証明書	<ul style="list-style-type: none"> 発行から3か月以内のもの（富士市在住の場合、市役所3階収納課で交付） 市外から移転する場合は、居住していた市区町村の完納証明書（完納証明書の発行を行っていない場合は、前年度の市区町村民税 納税証明書）
住宅の位置を示す案内図	
導入した車両の自動車検査証記録事項の写し※	「申請者」と「車検証に記載された所有者」が一致していること。また、初度登録（車検証の交付）が事業計画書承認日以降であること

※「自動車検査証記録事項」は、専用の閲覧アプリで電子車検証を読み取って、発行されたものの写しをご提出ください。詳細については、以下のサイトをご確認ください。

[国土交通省 電子車検証特設サイト]

<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/>

【子育て・若者世帯の加算要件等】

＜加算対象要件＞

■子育て世帯

交付申請書を提出する日において、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者及びその親がいる世帯

■若者世帯

補助金の交付を受けようとする年度の4月1日時点において、夫婦等※のいずれかが39歳以下の世帯であって、子育て世帯ではないもの

※夫婦等とは、交付申請書を提出する日において、つぎのいずれかの関係にあるもの。

○婚姻関係にあること

○内縁関係にあり、住民票の続柄の欄に「夫（見届）」又は「妻（見届）」等と記載されていること

○「富士市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」又は「静岡県パートナーシップ宣誓制度」の宣誓等をし、これらの規定によりパートナーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ宣誓書受領カード等の交付を受けていること

＜加算額＞

事業	加算額
クリーンエネルギー自動車の導入	1台あたり 定額1万円

＜必要書類＞

○夫婦等であることが確認できる書類の提出を求める場合があります。

＜本事業に関する問い合わせ先＞

富士市 環境部 環境総務課 脱炭素推進担当

〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100

TEL 0545-55-2901

FAX 0545-51-0522

E-mail ka-kankyousoumu@div.city.fuji.shizuoka.jp